

グローバルサイン利用約款承諾書（以下「本承諾書」という）

電子証明書の利用をご希望の利用者は、サービスの利用に先立ち、グローバルサイン電子証明書サービス利用約款（以下「利用約款」という）をお読みください。電子証明書を申し込むことにより、利用者は利用約款の当事者となり、利用約款の条項に拘束されるものとします。利用約款に同意せず、料金の全額返金を希望する場合は、証明書利用可能日から7日以内に解約手続きを行なってください。利用約款の解釈につき不明点がある場合、legal@globalsign.comに電子メールでお問い合わせください。

利用約款は、グローバルサインの製品およびサービスの申請日をもって当社と利用者との間で成立します。

利用者	グローバルサイン
組織名	GMO グローバルサイン株式会社
事業所所在地	〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 1-2-3 渋谷フクラス
契約書署名者氏名	代表取締役社長 中條 一郎

本承諾書は最新版の利用約款 (<https://jp.globalsign.com/repository/>) を参照しており、全ての内容を包括します。

契約書署名者の保証

契約書署名者は、本承諾書に署名することにより、会社のウェブサイトまたはソフトウェアの真正性を証明するための会社の印章または（該当する場合には）役員の署名に電子的に相当するものを取得する権限を有しており、利用者がグローバルサインの製品およびサービスの全てを利用することに対して責任を負うことに同意します。

本承諾書に利用者の代表者として署名することにより、契約書署名者が以下を行う権限を有することを表明します。

- (I) 利用者の正式な代表者として証明書申請を行う、または証明書申請者に申請権限を付与する。
- (II) 証明書の発行に必要な利用者の情報を提供する、または証明書申請者に提供権限を付与する。
- (III) 証明書申請者により提出された証明書申請を承認する。

証明書承認者の事前承認

証明書承認者氏名:

契約書署名者は、本承諾書に署名することにより、証明書承認者が本承諾書の日付以降に以下を行う権限（以下「証明書承認権限」という）を有することを利用者により正式に承諾されていることを保証します。

- (I) 利用者の正式な代表者として証明書申請を行う、または証明書申請者に申請権限を付与する。
- (II) 証明書の発行に必要な利用者の情報を提供する、または証明書申請者に提供権限を付与する。
- (III) 証明書申請者により提出された証明書申請を承認する。
- (IV) 利用者の正式な代表者として、承認時点で有効な利用約款の条件に同意する。

証明書注文の承認を行う際、証明書承認者はユーザ ID/パスワードを利用したアカウントへのログイン、または認証済みの電話番号もしくは住所に対し証明書承認者への電話や郵送を利用して、口頭または書面での確認等の適切な認証を行ったうえで、証明書承認者が証明書申請を確認し、承認していることの確認を行います。

証明書承認者の証明書承認権限が利用者によって取り消されない限り、契約書署名者は証明書承認者が証明書承認権限を保持することに同意します。

証明書承認権限が取り消された際には、利用者は直ちにグローバルサインに書面で通知する必要があります。

契約書署名者は、以下の事項を了解することをここに表明します。

- (I) 本承諾書の締結により、利用者は利用約款の全ての条件に従うこととなること。

- (II) 本承諾書への署名により、グローバルサインと利用者は利用約款に記載されている義務に法的に拘束されること。
- (III) 証明書は利用者のデジタル身元保証としての機能があること。
- (IV) 証明書の不正利用には深刻な結果を引き起こす可能性があること。
- (V) 証明書の紛失や不正利用により、利用者が深刻な被害を受ける可能性があること。

契約書署名者は、証明書承認者により発行申請または承認された全ての証明書に対し、利用者が責任を負うことに同意します。

利用者組織名	
契約書署名者氏名	役職
直筆署名	日付

グローバルサイン利用約款承諾書（以下「本承諾書」という）

電子証明書の利用をご希望の利用者は、サービスの利用に先立ち、グローバルサイン電子証明書サービス利用約款（以下「利用約款」という）をお読みください。電子証明書を申し込むことにより、利用者は利用約款の当事者となり、利用約款の条項に拘束されるものとします。利用約款に同意せず、料金の全額返金を希望する場合は、証明書利用可能日から7日以内に解約手続きを行なってください。利用約款の解釈につき不明点がある場合、legal@globalsign.com に電子メールでお問い合わせください。

利用約款は、グローバルサインの製品およびサービスの利用規約と併せて提供されます。

利用者	
組織名	〇〇株式会社
事業所所在地	〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 1-2-3 渋谷フクラス
契約書署名者氏名	代表取締役社長 中條一郎

利用者様の組織名、事業所所在地、契約書署名者様の氏名をご記入ください。

本承諾書は最新版の利用約款（<https://jp.globalsign.com/repository/>）を参照しており、全ての内容を包括します。

契約書署名者の保証

契約書署名者は、本承諾書に署名することにより、会社のウェブサイトの印章または（該当する場合には）役員の署名に電子的に相当するグローバルサインの製品およびサービスの全てを利用することに対して責任を負うものとします。

契約書署名者様が、証明書承認者様として任命される方のお名前をご記入ください。

- (I) 利用者の正式な代表者として証明書申請を行う、または証明書申請者に申請権限を付与する。
- (II) 証明書の発行に必要な利用者の情報を提供する、または証明書申請者に提供権限を付与する。
- (III) 証明書申請者により提出された証明書申請を承認する。

証明書承認者の事前承認

証明書承認者氏名:

認証 次郎

契約書署名者は、本承諾書に署名することにより、証明書承認者が本承諾書の日付以降に以下を行う権限（以下「証明書承認権限」という）を有することを利用者により正式に承諾されていることを保証します。

- (I) 利用者の正式な代表者として証明書申請を行う、または証明書申請者に申請権限を付与する。
- (II) 証明書の発行に必要な利用者の情報を提供する、または証明書申請者に提供権限を付与する。
- (III) 証明書申請者により提出された証明書申請を承認する。
- (IV) 利用者の正式な代表者として、承認時点で有効な利用約款の条件に同意する。

証明書注文の承認を行う際、証明書承認者はユーザ ID/パスワードを利用したアカウントへのログイン、または認証済みの電話番号もしくは住所に対し証明書承認者への電話や郵送を利用して、口頭または書面での確認等の適切な認証を行ったうえで、証明書承認者が証明書申請を確認し、承認していることの確認を行います。

証明書承認者の証明書承認権限が利用者によって取り消されない限り、契約書署名者は証明書承認者が証明書承認権限を保持することに同意します。

証明書承認権限が取り消された際には、利用者は直ちにグローバルサインに書面で通知する必要があります。

契約書署名者は、以下の事項を了解することをここに表明します。

- (I) 本承諾書の締結により、利用者は利用約款の全ての条件に従うこととなること。

- (II) 本承諾書への署名により、グローバルサインと利用者は利用約款に記載されている義務に法的に拘束されること。
- (III) 証明書は利用者のデジタル身元保証としての機能があること。
- (IV) 証明書の不正利用には深刻な結果を引き起こす可能性があること。
- (V) 証明書の紛失や不正利用により、利用者が深刻な被害を受ける可能性があること。

契約書署名者は、証明書承認者により発行申請または承認された全ての証明書に対し、利用者が責任を負うことに同意します。

利用者組織名 〇〇株式会社	
契約書署名者氏名 認証 太郎	役職 課長
直筆署名 認証 太郎	日付 20XX年 XX月 XX日

利用者様の組織名、契約書署名者様の氏名、役職、日付をご記入ください。
直筆署名には必ず契約書署名者様の直筆の署名を行ってください。